|  |  |
| --- | --- |
| （１ 機械器具等）□高圧蒸気滅菌器□超音波洗浄器またはそれに準ずる物□冷凍冷蔵庫□歯科ユニット（エアタービン、マイクロモーター、□吸引器を含む。）□口腔外バキューム□マイクロモーターハンドピース（ユニットとは別　途）□歯科用タービンヘッド□歯科用エックス線撮影装置一式□ファントーム□保存治療時の器具・器材一式　□直接修復の器具・器材一式　□間接修復の器具・器材一式□歯内療法の器具・器材一式　□歯髄処置の器具・器材一式　□根管処置の器具・器材一式□歯周病治療時の器具・器材一式　□歯周外科治療の器具・器材一式□補綴治療時の器具・器材一式　□義歯作製の器具・器材一式　□クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式□口腔外科治療時の器具・器材一式　□抜歯術の器具・器材一式　□消炎手術の器具・器材一式□小児歯科治療時の器具・器材一式　□乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式　□乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式□矯正歯科治療時の器具・器材一式□訪問診療用器具・器材一式□口腔機能評価用器具・器材一式□歯科予防処置器具・器材一式　□エアスケーラー　□超音波スケーラー　□歯面清掃器具・器材一式　□フッ化物歯面塗布器具・器材一式　□小窩裂溝填塞法器具・器材一式□歯科保健指導器具・器材一式（う蝕活動性試験等）□救命救急処置器具・器材一式（AEDトレーナー、酸　素吸入器等を含む）□生体情報モニター□聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター、　　車椅子 | 品名 |
| 一以上一以上一以上学生三人に一適当数学生三人に一一以上一以上学生数一以上適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数適当数一以上学生三人に一学生六人に一適当数学生三人に一適当数一以上一以上適当数 | 数量 |

埼玉県歯科衛生士養成所指導要領

別紙

別添２

別添２

|  |  |
| --- | --- |
| （２ 標本及び模型）□人体骨格模型□人体解剖模型□頭蓋骨模型□歯列発育顎模型（乳歯列模型、永久歯列模型等）□歯科保健指導器具・器材□口腔周辺器官シミュレーター（３ その他）□プロジェクター□AV装置一式□パーソナルコンピューター□プリンター□口腔内撮影用カメラ（付属品も含む。）□鍵付き薬品保管庫 | 品名 |
| 一以上一以上一以上適当数適当数一以上一以上一以上適当数適当数適当数一以上（注）学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。 | 数量 |

|  |  |
| --- | --- |
| □歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、　吸引器を含む。)□歯科用エックス線撮影装置一式□パノラマエックス線撮影装置□超音波スケーラーまたは、エアスケーラー□超音波洗浄器またはそれに準ずる物□高圧蒸気滅菌器□歯科予防処置器具・器材一式□歯科保健指導器具・器材一式 | 品名 |
| 三台以上であって学生二人に一以上一以上一以上一以上一以上一以上一以上一以上 | 数量 |

別添３